令和９年度　豊島区会計年度任用職員採用選考申込書

【令和　　年　　月　　日】

職　名※１	・　学童指導員（ 6.5 時間･7.5 時間 ） ・　スクール・スキップサポーター
該当する応募資格※２	
フリガナ	
氏　名	
生 年 月 日	昭和・平成　　年　　月　　日 （　　歳）
電話番号※３	－　　－

（証明写真）
縦４㎝×横３㎝
・３か月以内に撮影したもの
・裏面に氏名を記入

メールアドレス※３	
緊急連絡先（本人以外）	－　　－　　（氏名：　　続柄：　　）
現　住　所	フリガナ 〒　　－ 自宅最寄駅　　線　　駅（駅までの交通手段：徒歩・バス・その他　　分）
最 終 学 歴	学校名　　学部・学科名 卒業年月　（ 昭和・平成・令和 ）　年　月　（ 卒業・卒業見込・中退）
豊 島 区 勤 務 歴	□　有り　　□　無し

	在職期間(和暦)	勤　務　先　等	職務内容
職歴 新しい順に上から	年　月から 年　月まで		正規・非常勤・アルバイト等
	年　月から 年　月まで		正規・非常勤・アルバイト等
	年　月から 年　月まで		正規・非常勤・アルバイト等
	年　月から 年　月まで		正規・非常勤・アルバイト等

資格・免許	年（和暦）	月	資格・免許名称	〔パソコンスキル〕 ・Word（頻繁に使用・使える程度・使ったことがない） ・Excel（頻繁に使用・使える程度・使ったことがない） ・その他（　　） 〔活用したい能力・経験等〕

放課後児童支援員認定資格研修（該当するものを○で囲む。受講済みの者については、受講年度・クールを記入）
受講していない　・　受講した（　　年度　　クール）

〔上記職歴のうち、子どもにかかわる業務の内容〕

〔勤務開始可能日〕令和８年度から勤務開始可能な場合はその年月日を記入 令和　　年　　月　　日	〔健康状態〕	〔身体等の事情により受験上、配慮を要する事項（必要な場合のみ記入すること）〕
〔豊島区役所における他の職の申込み状況〕 □ 当該職のみ希望 □ 他の職と併願（職名：　　）		〔採用された場合の兼業等の予定〕 □ 有り　※４　　□ 無し （兼業事業者先名称：　　）

裏面の「作成上の注意点」をよく読んでから記入してください。

裏面に署名欄があります。必ずご確認ください。

私は、豊島区会計年度任用職員採用選考を受験したいので、上記のとおり申し込みます。
私は地方公務員法第十六条の各号（下記【参考】参照）のいずれにも該当しておりません。
また、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 条）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者（下記【参考】参照）や下記「内定取消事由」のいずれにも該当しておりません。
この申込書のすべての記載事項は事実と相違ありません。

令和　　年　　月　　日

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署欄は必ず本人が署名してください。）

【作成上の注意点】

※１　ご自身が申し込む職名を〇で囲んでください。併願の場合は二つとも〇で囲んでください。学童指導員は、希望する１日の勤務時間数も〇で囲んでください。
※２　募集案内の２ページに記載されている応募資格のうち、該当する番号をご記入ください。
※３　日中に連絡がとれる電話番号・メールアドレスをご記入ください。
※４　豊島区役所以外の事業所で兼業する場合は、任用時に届出が必要です。
　　また、豊島区役所の他の職との兼業はできません。

内定取消事由
・学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。
・豊島区から対応を指示された学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。

【参考】
―地方公務員法第 16 条（欠格条項）―

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）
第二条（略）
７ この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
８ この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。